

住宅用家屋証明申請書

例えば、(イ),(d)に○
なら「個人が取得した、
使用されたことのない家屋」
の申請となります。

租税特別措置法施行令

(㊦) 第41条

特定認定長期優良住宅以外

(a) 新築されたもの

(㊧) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

(㊨) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

見本

令和 年 月 日

貝塚市長

殿

申請者の住所

貝塚市島中1丁目17番1号

申請者の氏名

貝塚太郎

貝塚

(申請者と異なる場合)

申請者代理人の住所

申請者代理人の氏名

代理人が申請する場合はここに記載・押捺して下さい。

(印)

家屋の所在地	(家屋番号)				
構造および床面積	造	1階	m ²	2階以上	m ²
建築年月日	令和	年	月	日	
取得年月日	令和	年	月	日	
原因(移転登記の場合)	売買・競落				
申請者の居住	(1) 入居済		(2) 入居予定		
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火		(2) 低層集合住宅		

<備考>

1. { }の中は、(イ)から(エ)のいずれかを選択し、(イ)から(エ)のいずれかを選択し、(イ)から(エ)のうち

この記載例なら、通常添付書類は、以下の書類が必要となります。

○必要事項を記載、押捺済みのこの申請書と証明書

○建築確認通知書か検査済書

○売買契約書か売渡証書

○登記簿謄本か登記済書

○未使用証明書

○住民票か入居予定申立書

○前住居の処分方法のわかる書類

を○印で
困むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れ
んが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)
を○印で困むこと。